

公 告

大規模小売店舗立地法（平成10年法律第91号）第6条第2項の規定により大規模小売店舗の変更の届出があったので同条第3項において準用する同法第5条第3項の規定により、次のとおり縦覧に供する。

なお、大規模小売店舗設置者が実施する周辺の地域の生活環境の保持のため配慮すべき事項について意見がある場合は、縦覧期間満了の日までに宮城県経済商工観光部商工経営支援課に到達するよう意見書を提出することができる。

平成22年6月30日

宮城県知事 村 井 嘉 浩

- 1 届出者名
トステムビバ株式会社 代表取締役社長 豆成 勝博
- 2 大規模小売店舗の名称及び所在地
スーパービバホーム新名取店
名取市下増田字大橋本18番地
- 3 大規模小売店舗を設置する者の氏名及び住所
トステムビバ株式会社 代表取締役社長 豆成 勝博
埼玉県上尾市上298番地の1
- 4 変更しようとする事項
 - (1) 大規模小売店舗において小売業を行う者の開店時刻及び閉店時刻
(変更前) (開店時刻) 午前8時 (閉店時刻) 午後9時
(変更後) (開店時刻) 午前6時30分 (閉店時刻) 午後9時
 - (2) 来客が駐車場を利用することができる時間帯
(変更前) 午前7時30分から午後9時30分まで
(変更後) 午前6時から午後9時30分まで
- 5 変更の年月日
平成22年7月1日
- 6 届出年月日
平成22年6月16日
- 7 縦覧場所
宮城県経済商工観光部商工経営支援課、宮城県県政情報センター及び名取市役所
- 8 縦覧期間
平成22年6月30日から平成22年11月1日まで（ただし、閉庁日を除く。）
- 9 意見書提出先
仙台市青葉区本町三丁目8番1号
宮城県経済商工観光部商工経営支援課
- 10 意見書提出に関する注意事項
縦覧場所に備え付けの「大規模小売店舗を設置する者が配慮すべき事項に関する指針」（経済産業省告示第16号）及び意見書様式を参考のこと。